

平成24年5月29日

自動車運送事業者 各位

国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局

一般講習の通知制度の廃止について

今般、関係規則等の改正により、自動車運送事業者は、運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（以下「講習告示」という。）に定める対象者に対し、同告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講させなければならないことになりました。

したがって今後は、運行管理者研修（特別講習を除く）の通知がされなくなりますので、講習告示の下記事項に留意の上、該当する貴社の運行管理者を確実に受講させるようお願いします。

記

1. 新たに選任した運行管理者については、選任届出をした年度に基礎講習又は一般講習を受講されること。
2. 運行管理者に講習を受講させた日時等を把握しておき、最後に基礎講習又は一般講習を受講させた年度の翌々年度、以後二年毎に基礎講習又は一般講習を受講させること。
3. 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所又は行政処分を受けた営業所の運行管理者に受講させる特別講習については、従来通り運輸支局長より、受講させなければならない運行管理者について講習告示に基づき指定し、その旨の通知を行うので、指定を受けた運行管理者に必ず、特別講習を受講させなければならないこと。この場合においても、講習実施機関については、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。
4. 特別講習の受講対象となった営業所の運行管理者については、通常二年度毎に一度受講せることになっている基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講せなければならないこと。

☆ 講習実施機関、講習の種類等については、国土交通省HP等で公表を行うので、各事業者において講習実施者へ講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。

（国交省HP）<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/dispatcher.html>

平成24年5月現在の県内講習認定機関

独立行政法人自動車事故対策機構 石川支所 TEL076-222-0063

（NASVA HP）<http://www.nasva.go.jp>